（ツーステップ・ローンに関する事項）

第四条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条第一号から第七号までに掲げる者を対象として指定金融機関（同項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号及び第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

5　前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

6　第四項に規定する特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　他の金融機関等と協調して特定資金の貸付けを行うものであること。

二　極度額は五百億円を、契約期間（当事者の一方の意思表示により当事者間において当事者の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる一定の期間をいう。）は一年を、それぞれを超えないこと。ただし、公庫からのツーステップ・ローンによる信用供与を受けることができるのは、第二条に規定する実施期間内に限る。

7　第四項に規定する特定資金の貸付け等のうち、社債（短期社債を除く。）の取得については、社債の発行条件、発行者の信用力等を勘案し、適当と認められる場合において、その募集額の一部に係る応募により取得するものとする。

8　前条第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、当該大企業に、資金繰り等が悪化している関連事業者への資金融通を行わせることを目的として実施するものとする。

9　前条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、格付が一定格以上の短期社債の取得であって、公庫からの信用供与に係る金利を取得金利の下限とする短期社債ディーラーによるオークション方式等によるものとする。

（損害担保取引に関する事項）

第五条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、損害担保取引（法第十一条第二項第二号に規定する補塡をいう。以下同じ。）については、第三条第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　第三条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金を合計して、既存貸付残高にかかわらず三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　第三条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、他の指定金融機関から調達する資金（前項に掲げるものを除く。）を合計して七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前二項に定める場合においては、短期貸付けにあっては平均貸付期間を一年以内とし、長期貸付けであって、第二項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として九年以内、前項に規定する特定資金の貸付け等は平均貸付期間を原則として六年以内とするものとする。

5　第三条第三号、第四号及び第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債の取得を除く。）については、次に定めるところによるものとする。

一　中堅企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される中堅企業に対する特定資金の貸付け等であって、特定資金の貸付け等の額が二十億円以下のものに限るものとする。

二　大企業に対する損害担保取引の対象となる特定資金の貸付け等については、東日本大震災により、業況及び資金繰りが共に悪化しており、中長期的に改善が見込まれるものの、業況及び資金繰りの悪化が継続することにより経営上回復し難い損失を被ることが想定される大企業に対する特定資金の貸付け等であって、指定金融機関が、損害担保取引なしではツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等の実施ができない又は特定資金の貸付け等のうち債務の保証の実施ができない状況にある大企業に対するものであって、次のいずれかの要件を満たす大企業その他の国民生活の向上及び国民経済の成長に及ぼす影響が大きい等と判断される大企業に対するものに限るものとする。

イ　地域経済における雇用の割合が高いこと等により、当該地域における経済的貢献度が高い等と判断される企業であること。

ロ　下請企業等関連産業が幅広い企業又はこうした企業の事業の継続に不可欠な企業であること。

ハ　高い技術又は高い専門的知識を有するなど、経済活力の維持を図るために不可欠な企業であること。

ニ　生活に密着したサービス等を提供するなど、国民が基本的な生活を行う上で必要となる企業であること。

三　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第一号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた中堅企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。

四　第二条に規定する実施期間の終了日時点における、第二号に定めるところにより行う特定資金の貸付け等に付与した損害担保取引に係る補塡の額の累計額については、指定金融機関ごとに、危機対応業務により貸し付けた大企業向け長期資金の貸付け等（東日本大震災に関する事案に係るものに限る。）の額の累計額の概ね三割以内に限るものとする。